

令和4年度 第1回成田市学校給食センター運営委員会議事録

- 1 日 時 令和4年7月7日（木）午後13時から
- 2 場 所 美郷台小学校学校給食共同調理場2階会議室
- 3 出席者 1号委員 西宮委員・井上委員
2号委員 森屋委員・岩館委員・石川委員
3号委員 京増委員・三橋委員・小田委員
- 事務局 関川教育長・堀越教育部長・鈴木所長・東主幹・郡司係長・小川主査
永野 平成小学校校長・瀬尾栄養教諭・箕輪指導主事

- 4 傍聴者 1名

- 5 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 学校給食センターの概要について【報告】
 - (2) 学校給食施設整備事業について【報告】
 - (3) アレルギー除去食対応について
- 3 閉会

○委員長（京増委員）

最初に、議題（1）の「学校給食センターの概要について」事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木所長）

学校給食センターの概要について、ご説明いたします。

令和4年度学校給食センターの概要をお聞きください。

1ページをご覧ください。学校給食センターの事務分掌となります。これだけ多くの職員が様々な面から関わって、安全でおいしい給食を提供しております。

3ページ、4ページの事業の概要をご覧ください。

事業は、学校給食事業と学校給食施設整備事業の2つの事業となります。

まず、学校給食事業については、本年度の事業概要等として給食の日数や食数、予算の内容等を示しております。歳入として、児童生徒の保護者様がご負担していただく学校給食費負担金6億1,718万4千円となります。歳出としましては、賄材料費6億6,373万5千円となります。

また、令和4年度から新しい事業としまして、多子世帯における子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、22歳以下である子を3人以上扶養し、かつ就学させている保護者を対象に、成田市立小中義務教育学校に通う第3子以降の学校給食を無料としております。学校給食費と賄材料費の差額が約5,000万円ありますが、市からの持ち出しということで、本年度から負担させていただいております。

次に、学校給食施設整備事業についてであります。2. 経過ですが、アレルギーを持つ児童生徒に各人に応じた除去食の提供等をすることや、配送時間を短縮することによる温かい給食を提供すること、栄養教諭、教職員、地元が一体となった食育が可能となる施設を整備するため、平成21年度に基本計画を策定し、その後、平成22年度に実施計画を策定し整備を進めているところです。

親子方式による共同調理場の整備状況は、平成25年度に公津の杜中学校学校給食共同調理場、平成26年度に本城小学校学校給食共同調理場、平成28年度に公津の杜小学校学校給食共同調理場、令和2年度に美郷台小学校学校給食共同調理場、そして令和4年度から平成小学校学校給食共同調理場の運用を開始しております。

また、本年度の事業の概要等については、本所・玉造分所再整備基本及び実施設計の関係予算等を記載しております。

現在の学校給食センターは、本所が建築後47年、玉造分所が42年を経過し、老朽化が進んでいることから、学校給食施設整備計画及び学校給食センター本所・玉造分所基本計画に基づき、本所を愛光園跡地へ移転・再整備するとともに、玉造分所の屋上屋根防水等の改修及び耐震補強工事を実施するため、基本及び実施設計等を実施しております。委託料の約7,000万が主な内容となります。

次に、3. 事業内容ですが、本年度以降の整備内容を示しております。

平成小学校学校給食共同調理場が、令和2年度から令和3年度に建設工事を行つております。

5ページをご覧ください。

令和4年度学校給食計画表になります。本年度の年間実施回数は、192回を予定しております。1学期については、4月7日始業式の翌日4月8日から給食を開始し、7月20日終業式前日の7月19日まで給食を提供する形になっております。

最後の3学期は、修了式の前日の3月23日まで提供することになり、合計192回の実施回数となります。

6ページをご覧ください。令和4年度の主食計画になります。玉造の主食計画を記載しております。ごはん146日(75パーセント)、パン38日(20パーセント)、麺8日(5パーセント)の計画となっております。

7ページをご覧ください。学校給食費についてです。学校給食の運営経費は、食材料については保護者が負担し、それ以外の経費は市が負担することとされています。本市についても、これを原則としています。学校給食費は、小学校・義務教育学校前期課程が月額4,780円、中学校・義務教育学校後期課程が月額5,500円で運営しています。

9ページをご覧ください。本年度から開始しました第3子以降学校給食費無料化について、ご説明いたします。無料化の要件として、(1)から(5)すべてを満たす方となります。

(1) 保護者が22歳(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)以下の子を3人以上扶養している。

(2) (1)で扶養している子が3人以上就学し、年齢の高い方から数えて3番目以降の子が成田市立小・中・義務教育学校で学校給食の提供を受けている。

(3) 保護者と無料化の対象となる子が、原則として成田市内に住所を有し、同一世帯で生計を一にしている。

(4) 生活保護制度・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない。

(5) 学校給食費の滞納がない。

申請については、5月13日までを期限とし、4月、5月分の給食費が6月末に引き落としとなるわけですが、無料の方はその分を引き落とさない形で対応できております。現在も随時、対象となる方がでてくる可能性もありますので、申請をいただければ、その月から無料となります。6月末日の時点で無料対象児童生徒数は、913人おりまして、約5,000万程度の無料化による影響額となります。

11ページをご覧ください。学校給食センターの施設整備として、すべての施設の状況をまとめしております。本年度から供用を開始しました平成小学校学校給食共同調理場を含め、市内9調理場が稼働している形になります。

最後に25ページをご覧ください。学校給食費負担金の収納状況年度比較になります。近年、学校給食費負担金の収納については、職員の頑張りもあって目覚しい成果を上げていますので、ご報告をさせていただきます。

昨年度（令和3年度）の収納率としましては、現年度分が98.67パーセント、過年度分が26.79パーセントとなります。収納率が年々、上がっております。収入未済額が多い年で8,000万台まで増えておりましたが、臨戸徴収や法的措置等を集中的に行なった結果、令和3年度の収入未済額が5,000万を切る形にまで、下げられたことが特筆すべきところと考えております。

以上が、学校給食センターの概要についての説明とさせていただきます。

○委員長（京増委員）

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

○委員長

コロナやウクライナの戦争の影響等でいろいろと物資が値上がりをしている状況ですが、給食センターの事業計画でそういった影響を受けていますか。

○事務局（鈴木所長）

いろいろな要因によって、原材料費等が値上がりをしている状況ですが、4月から6月と給食を提供している中では、栄養教諭の努力や献立等の工夫によりそ

今までの影響はなく、提供できております。ただし、施設の整備計画となりますと、建築資材等が高騰しておりますので、現在、本所の再整備の設計をしている中で、予定している整備費用よりは上がる可能性があると予測しております。基本及び実施設計をしていく中で適正に積算を行い、事業を進めてまいります。

○委員長

野菜等も値上がりをしていますが、給食センターは、地産地消ということで、地元の食材を利用していただいているので、本当にご苦労が絶えないと思います。引き続き、よろしくお願ひいたします。

○委員長（京増委員）

次に議題（2）の「学校給食施設整備について」事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木所長）

学校給食施設整備について、ご説明いたします。

学校給食施設整備につきましては、5番目の親子方式による共同調理場となる平成小学校学校給食共同調理場の建設工事について、本年3月に工事が完了し、同年5月から炊飯業務を開始しており、2学期から完全給食の提供を予定しております。

炊飯業務は、炊飯室でご飯だけを5月から開始しており、加良部小学校にも配達しております。

施設の概要としまして、建物構造は鉄骨造り地上2階建て、延べ床面積は1,374.59m²となります。1階に野菜類下処理室、肉魚下処理室、加熱調理室、炊飯室、和え物室、アレルギー調理室などがあります。2階に、事務室、見学者スペース、調理員休憩室、男子更衣室、女子更衣室などがあります。汚染区域、非汚染区域を分けた配置となっております。汚染されたものが調理室内に入り込まないように設計されております。また、排水が直接、床に流れ出ないようなドライ方式を採用しており、衛生基準に沿った形で建設されております。

供給方式は、親子方式として、親の平成小から子の加良部小へ配達しております。

調理能力は、最大 1300 食となり、給食予定数は 1,030 食を予定しております。平成小 556 食、加良部小 474 食です。今後の児童数は、平成小は横ばい、加良部小は若干減る見込みですが、給食提供数として合計 1,000 食程度は、しばらくの間、提供していく予定となっております。

次に、今後の学校給食施設整備事業についてご説明いたします。

本所の移転再整備及び玉造分所の改修に係る今後のスケジュールとしましては、本年 6 月から令和 5 年 6 月までの約 13 か月間で、本所の移転再整備及び玉造分所の屋根改修、耐震補強等に係る基本及び実施設計業務を実施し、本所の移転再整備については令和 5 年 12 月から令和 7 年 3 月までの約 15 か月間で令和 7 年 4 月からの供用開始を目指し、建設工事を実施します。

玉造分所の改修につきましては令和 6 年の夏休み期間を利用して工事を実施することとしております。

また、本所の移転再整備に係る工事費、備品購入の内容につきましては、建設工事の内容につきましては、他の親子方式の共同調理場と同様に、学校給食の衛生基準に適合させるため、食材の下処理を行う汚染区域と、調理を行う非汚染区域の部屋に区分し、その間を両側から開けられる冷蔵庫などで接続し、食材のみを受け渡す方式とします。また、ドライ方式を採用することにより、厨房の排水が床に流れ出さないよう排水管を直接、厨房機器等に接続し、床が濡れることによる雑菌の増殖を防止します。その他といたしましては、特別調理室を整備し、アレルギー除去食にも対応できるような施設とします。

また、備品購入の内容については、他の親子方式の共同調理場と同様に、回転釜や焼物機、揚げ物機、炊飯器などの厨房機器となります。

これまで、親子方式の調理場の整備が続いてきましたが、今回はセンター方式である本所の新築と玉造分所の改修工事となります。近年、経験がない施設整備で担当者は非常に苦労しております。先日、設計業務の委託業者が決まりまして、経験が十分にあって、本市の状況をよく把握している業者に委託することになりました。運営委員会の場でも隨時、進捗状況をご報告させていただきます。

以上が学校給食施設整備についての説明となります。

○委員長（京増委員）

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

（質疑、意見なし）

○委員長（京増委員）

最後の議事（3）の「その他」に移りたいと思いますが、事務局からお願ひいたします。

○事務局（鈴木所長）

アレルギー除去食対応について、ご説明いたします。

まず、本年5月に実施したアレルギー除去食（卵のみ）の提供に関するアンケート結果についてご説明します。アンケート結果をご覧ください。

経緯としまして、昨年の10月に実施しましたアレルギー除去食の提供に関するアンケート調査結果を踏まえ、希望者が一番多かった卵アレルギーを対象に除去を行っていこうという方向性を定めました。これを踏まえて、アンケートの内容としては、現在お持ちのアレルゲン、医療機関への受診状況、エピペンの処方、アレルギー反応、程度などの質問とともに、卵アレルギー除去食の希望の有無について、改めてアンケートを行いました。

今回、卵アレルギーの希望者については、結果のとおり14名の希望者となっております。内訳は、除去食希望者人数にあるように、各調理場1名から5名となっております。詳細な内訳は、別紙のA3版の一覧表のとおりです。希望するにピンク色で色づけをしております。複雑なアレルゲンをお持ちで、希望している方もいるため、全員が希望どおりに提供できるか、検討することになります。今後、保護者様と個別面談を実施し、2学期の10月を目標に卵アレルギー除去食の提供を開始したいと考えております。

次に、別紙 A4 横長 成田市学校給食食物アレルギー対応マニュアルにて、ご説

明します。

現行のマニュアルから赤字部分が修正・追記箇所となります。今回、卵アレルギーを実施しようとする中で、修正・追記をしておりますが、内容の骨格は変えておりません。よりわかりやすい形でマニュアルを改訂しております。

卵アレルギー除去食の実施を踏まえ、栄養教諭などの意見を参考に修正・追記しておりますので、マニュアルの流れをあわせてご説明いたします。

まず、マニュアルの目次をご覧ください。全体構成として 10 項目 全 48 ページで構成されております。I. 学校での食物アレルギー対応の流れ、V. 除去食対応について、VI. 学校、保護者の役割についてなどを赤字修正箇所や補足説明をいれながらご説明いたします。

まず、1 ページをご覧ください。

食物アレルギー対応の流れについてです。

まず、①では従来どおり、各学校で全児童生徒を対象に実施している健康調査票で食物アレルギー疾患を持つ児童生徒を把握します。年度末、年度当初に学校で行っているものです。

その後、②では、健康調査票でアレルギーが「ある」と回答した児童生徒のみを対象に新たな書式の食物アレルギーに関する調査書を配付し、食物アレルギーの詳細を把握するとともに、給食の個別対応を希望するかどうかを把握します。

続いて③では、個別対応を希望する保護者の方へ医師の診断書付の学校生活管理指導表を提出していただくことになります。

ここまででは、献立表対応や弁当対応の場合など、これまでも行っているところです。

除去食対応が可能な学校において、除去食を希望する場合は、除去食申請書も提出していただきます。

次に、④の保護者と個別面談を行い内容の確認を行います。様式 4 面談記録表にて面談時に確認するポイントを記載しております。児童生徒のアレルギー反応の症状を確認し、除去食の提供が可能かどうかを判断するため、個別面談を行っており

ます。⑤では、児童生徒ごとの「食物アレルギー個別取組プラン」を策定します。その後、⑥の校内食物アレルギー対応委員会を開催し、取組プランの検討、決定をします。

⑦以降については、保護者への説明や除去食決定通知書、全教職員の周知等がありまして、再度、対応委員会を開催することによりまして、対応の評価や見直しを行っていくことが、一連の流れになります。

次に、5から6ページをお願いします。

食物アレルギーを持つ児童生徒への学校給食の提供ケースについてご説明いたします。

ケース1の献立表対応、ケース2の弁当対応については、これまでも、栄養教諭、養護教諭、学級担任、保護者を中心に対応していただききましたが、ケース3の除去食対応を今回、2学期から当面は卵の除去食を提供していく形になります。新たに、調理場、学校での対応が必要となってまいります。

次に7ページをお開きください。除去食対応の内容になります。

「2. 実施要件」についてですが、この箇所は、本年1月の会議から一部赤字修正しております。前回の会議後に書面でご承認いただきました内容が、④当面は、食物アレルゲンが卵と乳のみであること。ただし、他に食物アレルゲンがある場合において、医師の診断により、食物アレルギー除去食の提供が安全上の観点等から可能であるときは対応を検討するとしておりましたが、今回のご提案では当面は、食物アレルゲンが「卵」（魚卵を含まない）の対応を基本とするに修正しております。

その下の、「3. 実施内容」についてですが、②学校給食共同調理場での食物アレルギー除去食については、当面は「1. 卵（魚卵は含まない）」「2. 乳」「3. 卵・乳の同時除去」のうち、いずれか1パターンを実施します。としておりましたが、当面は「卵（魚卵は含まない）」の対応を基本としますに修正しております。この箇所の修正については、卵アレルギー対応ということで、方向性が決まってきたことを踏まえ、シンプルな形にさせていただいております。この部分つきましては、前回の会議及びその後の書面決済において、大変お手数をお掛けしましたが、よりわかり

やすい形を目指して修正させていただきました

8 ページから 9 ページに「卵に対する除去食の具体例」を記載しております。

除去食の内容については、今後、市栄養士の採用なども検討しております。人員体制を強化したのち、対応については、改めて検討してまいりますが、現在、県栄養教諭 1 名で対応している状況ですので、アレルギー除去食の対応については、体制が強化されるまでは、安全性を第一に考えての対応となります。

具体的に対応の例を記載してありますが、主に対応するところとしまして、卵を含まれる主菜については、卵を除去して提供します。汁物については、かきたま汁は卵が入らない汁となります。卵の入る煮物については、うずらの卵なしの煮物となります。調理工程が比較的に複雑でないものを、まずは対応していくことになります。

9 ページから 12 ページにかけて「学校、保護者の役割について」表を追加し、役割分担が一覧でわかるようにしております。

卵除去食の開始にあたり、先週、各調理場へ説明にいきました。その際、校長先生や養護教諭、栄養教諭と流れや確認事項などについて、お話を聞いてまいりました。その際に学校から、負担が多くなるのではないかとの心配の声もありましたが、再度説明を行い、安全第一に行うために、しっかり連携を取っていきたいと考えております。今後、保護者との個別面談や各種研修会などセンターをはじめ教育指導課などと連携して支援してまいります。

次に、15 ページをご覧ください。

食物アレルギー対応の手順としましては、栄養教諭、養護教諭、保護者とのやりとりについて、わかりやすい形で記載しております。

そのほかに、16 ページに「食物アレルギー除去食の配膳の流れと受け渡しフロー」として、児童生徒への受け渡しを行い、どの時点で確認していくのかを記載しております。

21 ページから 44 ページに「様式集」となっております。

最後に、45 ページから「Q & A」を記載しております。

最後に、提供方法について（追加案）をご覧ください。

これについては、7ページ V 除去食対応についての部分となります。

3. 実施内容についての最下段に追記をしようとするものです。内容としましては、「⑩除去食対応は基本、給食実施全日程、専用容器での提供となります。ただし、一部の調理場においては除去食の提供方法を検証するための措置として、卵を使用しない料理について、専用容器を使用せず通常給食から取り分けて配食します。なお、この場合においては、教育委員会と協議を行い、別に定める確認方法や提供方法の手順書により、安全性を確認したのちに提供するものとします。一定期間の検証を実施後に、改めて提供方法の統一化を図ります」となります。

除去食提供は、除去食が出る日と出ない日に関わらず、除去食を含む通常食についても毎日、専用容器を使って、提供しますが、学校へ説明した際に校長先生から高学年の児童については、食べ盛りであるため、ランチボックスに入っている量では、足りないのではないかとの意見がありました。また、除去食だけをランチボックスに入れて、それ以外の献立や除去食が出ない日には、通常の給食食缶から取り分けて配食ができないかとの要望がありました。このような方法で提供するやり方について県内では、八千代市、習志野市、昨年視察を行った浦安市でも行っており、経験を積んだ自治体でも行っているやり方となります。現在の通常給食に近い形で行えるというメリットもあり、安全に実施していくことを基本に、検証を行う必要があると考えておりますことから、一定期間の検証を実施後に、本市における最善の方法を検討するため、提供方法についての追加案を提案させていただきました。

まとめになりますが、今回のアンケートの回答を見ましても、アレルギーを持つ保護者の皆様からは除去食の提供について、大変喜ばれていますと感じました。公津の杜中共同調理場ができて10年間経過しております。これまで、思うような対応ができなかった部分がありましたが、今回、栄養教諭の努力もありまして、提供できるところまで辿りつけることができました。今後も学校と連携を取りながら、除去食の提供体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

以上雑駁な説明でございますが、「成田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル

ル」のご説明とさせていただきます。

なお、マニュアルという性格上、内容につきましては、随時、学校や関係機関の意見を取り入れながら、見直しを行います。

以上で、説明を終わります。

○委員長（京増委員）

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

○小田委員

卵の除去食が提供できるようになり、すごく前進したと思います。年度末に保護者の方が管理指導表の関係でいらっしゃいます。私も運営委員会に関わらせていただいてから、保護者の方からご意見をお聞きしています。

卵を除くことで、提供しないことが増えると、食べる量が減ってしまうことや、新たに作ってほしいとは思わないけれども、問題のない既製品でもいいから提供することはできないかという方は多いです。個別で新たに作ることは難しいですが、その辺りを考えていけたらなと思います。

卵で安定して、提供できるようになった後、他の食材として乳などを食べられない子たちにも提供していくように、より発展していかなければよいと思います。

アレルゲンとしてキウイなどは給食で出ないので、そこまで困ることはないが、メインの食材で卵以外でもアレルゲンをお持ちの方はいるので、その後に進んで、より多くの子たちに給食を届けてあげたいなと思います。

○事務局（鈴木所長）

今回の対応は、調理場に県栄養教諭1名のみ配置されている状況で、除去食を開始します。より安全に提供するために、各施設の人員体制等を考慮した提供とさせていただいております。今後、除去食対応にも慣れてきますし、市職栄養士の配属も要望していますので、必要な人員が配置されれば、きめ細かな対応ができるようになってくると考えております。まずは、第一歩として、卵アレルギーの除去食を安全な形で提供させていただきたいというところです。

○西宮委員

対応マニュアル15ページの食物アレルギー対応手順 保護者との献立調整の部分で、美郷台小で行っている手順とほぼ同じ手順です。栄養教諭から献立表をもらい、養護教諭が保護者へ配布し、保護者に食べられる、食べられないかをチェックしてもらい、養護教諭が確認してから、職員室に貼って全職員で確認できるようにしています。

養護教諭と話しをしている中で、このメニューに何が使われているかなど、わからない部分があるため、養護教諭だけでなく、栄養教諭にも確認してもらうとより安全だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（鈴木所長）

栄養教諭等との情報共有は安全のためにには必要なものとなりますので、そのような形をとっていきたいと考えております。

○井上委員

医師の先生もいらっしゃるので、お伺いしたいのですが、医師の立場からして、学校生活管理指導表を保護者から求められれば、すべて書いて発行する形になりますか。これは、不要ですという判断はここに入ってくるのでしょうか。

○小田委員

アレルギーをお持ちでいらっしゃるので、必要性をこちらで判断して書きますが、中には検査を受けたこともなく、管理指導表を書いてもらったこともないため、保護者の希望で持ってこられるケースもあります。必要に応じて判断していますが、除去を希望して持ってこられるので、中身を精査しながら、全て希望に応じては書かないですけれども、発行することは多いと思います。

○井上委員

それを受けての対応となるわけですか。

○小田委員

はい。そこは、学校生活管理指導表があつての対応となります。

○委員長（京増委員）

今度のアレルギー除去食が、本年10月からスタートすることになるわけですけれども、まずはスタートしてみて、その上でいろいろな問題点やご意見がでてくると思います。それに関して、また次回の運営委員会でご報告していただいて、問題点をある程度浮き彫りにしていくことで、次の方法が浮かび上がってくると思います。ぜひ運営委員会で議論することや保護者へのアンケートも取っていただいて、柔軟な対応ができればと思います。